

4月1日から保険証が変わります

国民健康保険の被保険者証（保険証）が、4月1日から新しいものに切り替えられます。

新しい保険証は、3月下旬にあなただけの地区の総務員さんを通じて配布しますので、

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 生年月日など

に誤りがないか確認してください。

現在お持ちの保険証は、4月1日から使えなくなりまのでご注意ください。なお、古い保険証は4月1日以降に、地区の総務員さんに回収していただく予定です。

窓口でも受け取りできます

事情があつて、直接保険証がほしい方は、住民課の窓口で受け取ることもできます。*申し込みは3月15日までです。

こんなときには
14日以内に届け出が必要です

●国民健康保険証

	こんなとき	持参するもの
国民に入るとき	他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
国民をやめるとき	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
その他のとき	生活保護をうけるとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、汚れて使用できないとき	印かん、使用できない保険証、身分を証明する物
	修学のため子どもが他市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書
長期旅行などで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証	

●老人保健医療受給証

こんなとき	必要な書類
他市区町村から転入してきたとき	健康保険証
他市区町村へ転出するとき	受給者証 国保加入者は国保の保険証
死亡のとき	死亡した者の受給者証 国保加入者は国保の保険証
町内で居住地を変更したとき	健康保険証 受給者証
保険証が変わったとき	健康保険証 受給者証
65歳を過ぎて寝たきりになったとき	年金証書 身体障害者手帳 健康保険証



学生さんには 学保険証を!

新入学で他の市町村へ転出する場合、新たに学保険証が交付されますので、転出の際に手続きをしてください。手続きのときには、国民健康保険の保険証・印鑑・4月1日以降に発行された在学証明書が必要ですよ。

老人保健医療受給証も同時に変わります

また、保健証と同時に、70歳以上の方の医療受給者証も4月1日から変わりますので、現在お持ちの医療受給者証は、使用できなくなります。新しい医療受給者証が、みなさんのお手もとに渡るのは、3月中旬ごろになります。住所・氏名・生年月日など誤りがないかお確かめのうえ、お受け取りください。

お年寄りの医療



は、老人保健法により受給していますが、左表のようにときには必ず届け出をしましょう。

◆一部負担金も4月1日から変わります

外来	1か月	1,000円
入院	1日	700円

*くわしいことは役場住民課 国民健康保険係（☎内線246）へ。